

パブリックコメント要約版

1 案件名
倉敷市放置艇等の発生の防止及び適正な処分等に関する条例(素案)について
2 募集期間
令和7年2月17日(月)～令和7年3月14日(金)
3 趣旨・目的・背景
<p>公共水域の適正な利用や船舶の安全な航行に向けた効果的な放置艇対策を実施するため、国、県及び沿岸市で構成された岡山県プレジャーボート対策推進会議は、令和4年3月、収容能力の向上、規制の強化、届出の義務化や廃船処理の促進などの方向性を示した放置艇対策の基本方針を策定しました。この基本方針に基づき、倉敷市は、法定水域(港湾、河川、海岸、漁港)においては放置等禁止区域を指定し法令による規制を強化するとともに、法定外水域(普通河川、ため池、用水路等)においては、本条例を制定することにより、本市が管理する公共の水域等での放置艇等の発生防止と適正な処分を進めることとしました。</p> <p>本条例は、公共の水域等の機能保全並びに快適な生活環境の維持及び向上を図り、もって良好な都市環境の生成を目的とし、令和7年度中に施行予定としています。</p> <p>市民の皆さまのご意見を募集します。</p>
4 概要
<p>本条例の概要は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none">・第1条～第2条 本条例の目的及び用語の定義について。・第3条～第6条 所有者等、市長、市民、事業者等の責務について。・第7条 船舶等を公共の水域等に放置することの禁止について。・第8条～第9条 通報、調査等に係る事項について。・第10条～第11条 監督処分について。・第12条 行政代執行について。・第13条～第15条 所有者等が不明の場合の措置等について。・第16条 施行規則について。・第17条～第18条 罰則について。 <p>※詳しくは別紙条例(素案)をご覧ください。</p>
5 資料閲覧場所
<ul style="list-style-type: none">・本庁土木課、耕地水路課、情報公開室・児島、玉島、水島、真備の各支所建設課、産業課・庄、茶屋町、船穂の各支所・市ホームページ
6 提出方法
<p>(1)窓口への提出</p> <ul style="list-style-type: none">・提出先 上記「5 資料閲覧場所」まで・提出時間 土曜・日曜、祝日を除く8時30分～17時15分 <p>(2)郵送</p> <ul style="list-style-type: none">・郵送先 〒710-8565 倉敷市西中新田640番地 倉敷市耕地水路課※ 令和7年3月14日(金)必着 <p>(3)FAX(086-421-1600)</p> <p>(4)Eメール(agrieng@city.kurashiki.okayama.jp)</p>
7 問合せ先
<p>文化産業局 農林水産部 耕地水路課 〒710-8565 倉敷市西中新田640番地 本庁7階 TEL;086-426-3441 FAX;086-421-1600 アドレス;agrieng@city.kurashiki.okayama.jp</p>